

## 犯罪被害者等支援の手引きの刊行にあたって

不幸にして犯罪などの被害に遭われたご本人やそのご家族、ご遺族（犯罪被害者等）は、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷など大きな困難に直面しておられます。

こうした犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、支援に携わる関係機関や支援団体が精神面や医療面、経済面など多岐にわたる支援を行うことはもとより、県民全体で支えていくことが、何よりも必要であります。そのためには、私たち一人ひとりが犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、どのような支援ができるかを考えることが重要です。

そこで、福岡県では、こうした犯罪被害者等の状況や心情や、関係機関や支援団体における支援内容などをまとめた手引きを作成いたしました。この手引きは、内閣府が作成したモデル案を参考に、本県における実情や関係機関や支援団体のご意見などを踏まえて平成22年3月に作成したもので、今回、2回目の改訂を行っています。

福岡県では、北九州市、福岡市と共同で、相談から付添支援等までをワンストップで対応する福岡犯罪被害者総合サポートセンターを、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターとの協働事業により平成20年5月から開設しています。この総合サポートセンターでは、これまでに約2,500件の相談を受け、約300件の病院や裁判所への付添などの支援を行ったところです。

また、平成25年7月には、性暴力被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられることができるよう、性暴力被害者支援センター・ふくおかを開設しました。この支援センターは、総合サポートセンターと同様に北九州市、福岡市と共同で設置したもので、医療機関、警察、弁護士、臨床心理士や各種の犯罪被害者支援機関と連携・協力することにより、被害に遭われた方が少しでも早く心身ともに回復することができるよう、被害直後から総合的な支援を行っています。

さらに、県や市町村などの犯罪被害者等が相談に訪れる可能性がある窓口の職員を対象とした適切な支援実施のための研修会開催や、福岡犯罪被害者支援センターなどと協働して犯罪被害者等に対する支援の必要性を県民に広く呼びかける講演会を開催するなどを行っているところです。

今後とも、福岡県犯罪被害者支援協議会をはじめとして、関係機関や支援団体相互の連携を一層密にし、犯罪被害者等の視点に立った支援を進めてまいります。

この手引きをご活用され、より適切かつ犯罪被害者等の幅広いニーズに応えたきめ細やかな支援につなげていただければ幸いです。

平成26年3月

福岡県新社会推進部生活安全課



## 目 次

第1． 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況	1
(1) 直接的被害	1
(2) 事件後に直面する状況	1
2 具体的に困難な状況	2
(1) 心身の不調	3
(2) 生活上の問題	4
(3) 周囲の人の言動による傷つき	5
(4) 加害者からの更なる被害	7
(5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
<b>参考</b> 捜査、裁判の流れ	8
第2． 支援に携わる際の留意事項	12
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）	12
(2) 具体的な対応のあり方	12
(3) 具体的な対応にみる留意点	14
(4) 支援者自身のケア	15
2 被害類型別特徴と対応上の注意点	16
(1) 殺人等遺族への対応	16
(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応	18
(3) 交通事故に遭った人への対応	20
(4) 性犯罪に遭った人への対応	22
(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応	25
(6) ストーカー被害に遭った人への対応	28
(7) 虐待された子どもへの対応	30
第3． ニーズに応じた解決手段	33
1 総合的相談	33
2 心身の不調	33
3 生活上の問題	34
4 加害者に関すること	40
5 捜査、裁判に伴う問題	41

第4.	様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	43
1	関係機関・団体の連携の必要性	43
2	関係機関・団体の連携の実際	44
	(1) 基本的な連携の流れ	44
	(2) 連携の際の留意点	47
第5.	各機関・団体における支援業務について	48
1	総合的な対応窓口	48
2	心の健康に関する相談・支援	50
3	保健・医療に関する相談・支援	53
4	住居に関する相談・支援	55
5	生活資金に関する相談・支援	56
6	医療・介護保険に関する相談・支援	58
7	年金に関する相談・支援	59
8	税金の減免、控除等	60
9	女性に関する相談・支援	61
10	児童・生徒に関する相談・支援	65
11	高齢者に関する相談・支援	70
12	障害者に関する相談・支援	71
13	消費生活に関する相談・支援	73
14	交通事故に関する相談・支援	74
15	外国人に関する相談・支援	78
16	人権に関する相談・支援	79
17	警察に関する相談・支援	80
18	暴力団追放に関する支援	83
19	検察庁に関する相談・支援	84
20	海上保安庁に関する相談・支援	86
21	裁判所における支援	87
22	その他刑事手続に関する申立制度	89
23	弁護士会における犯罪被害者等支援	90
24	日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者支援	92
25	その他法的トラブルに関する相談・支援	94
26	保護観察等に関する相談等	95
27	犯罪被害者等に対する給付金・支援金等	97
28	奨学金・学校給付金に関する相談・支援	99
29	労働に関する相談・支援	101
30	支援団体に関すること	107
31	その他	108

(資料編)

1 「犯罪被害申告票」書式	109
2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式	110

参考資料

● 各機関・団体の概要	111
● 相談機関電話番号一覧	118
● 関係機関・団体一覧	120

参考文献	146
------	-----

用語等索引	147
-------	-----